

第 5 4 回 川 崎 市 5 年 公 募 公 債
発 行 要 項

- | | | |
|-----------------|--|--|
| 1. 発行者の名称 | 川崎市 | 川崎信用金庫 |
| 2. 発行総額 | 金100億円 | 東海東京証券株式会社 |
| 3. 発行の目的 | 平成30年度一般会計資金及び下水道事業会計資金 | 丸三証券株式会社 |
| 4. 発行日 | 平成30年10月31日 | セレサ川崎農業協同組合 |
| 5. 各公債の金額 | 1万円
本公債については、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。 | 株式会社SBI証券
株式会社三菱UFJ銀行
株式会社りそな銀行
しんきん証券株式会社
ゴールドマン・サックス証券株式会社
パークレイズ証券株式会社
BNPパリバ証券株式会社 |
| 6. 利率 | 年0.020パーセント | 16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構 |
| 7. 発行価額 | 額面100円につき金100円 | 17. 発行代理人及び支払代理人 |
| 8. 償還金額 | 額面100円につき金100円 | 第16号の振替機関が定める業務規程に基づく発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社横浜銀行においてこれを取り扱う。 |
| 9. 償還の方法及び期限 | (1)本公債の元金は、平成35年9月20日にその全額を償還する。
(2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
(3)買入消却は、いつでもこれを行うことができる。 | 以 上 |
| 10. 利息支払の方法及び期限 | (1)本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成31年3月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月20日及び9月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。
(2)発行日の翌日から平成31年3月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。
(3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
(4)償還期日後は、利息をつけない。 | |
| 11. 申込期日 | 平成30年10月25日 | |
| 12. 募入方法 | 応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。 | |
| 13. 払込期日 | 平成30年10月31日 | |
| 14. 募集の受託会社 | 株式会社横浜銀行（代表）
株式会社みずほ銀行 | |
| 15. 引受並びに募集取扱会社 | 株式会社横浜銀行（代表）
野村証券株式会社
SMB C日興証券株式会社
みずほ証券株式会社
大和証券株式会社
株式会社みずほ銀行
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
岡三証券株式会社
株式会社三井住友銀行 | |